

# 1. 沿 革

昭和21年9月に法律第32号の臨時物資需給調整法に基づき、翌22年3月に運輸省告示第70号によって、各都道府県に鉄道局の地方機関として**自動車事務所**が設置された。主に民営自動車及び車輛整備工場に対する石油製品並びに指定生産資材の割当てに官署として発足した。

その後、道路運送に関する公共の福祉を確保する目的のために、昭和22年12月に法律第191号で**道路運送法**が公布され、翌23年1月同法の施行によって自動車事務所は廃止となり、運輸省直轄の地方機関として**道路運送監理事務所**が各都道府県に設置され、自動車事務所の所掌した事項と道路運送法及び関連法律の施行に基づく自動車運送事業、自家用自動車の使用に関する行政事務と自動車の登録及び検査を所掌した。

さらにその後、昭和24年5月の法律第157号により運輸省設置法が制定され、それとともに全国9特定道路運送監理事務所は廃止され、それぞれ**陸運局**として発足した。

これに伴う所管事項は従来、特定道路運送監理事務所の所掌した行政事務と日本国有鉄道法の施行により、鉄道局の所掌としていた地方鉄道・軌道・専用鉄道・索道・通運及び倉庫並びに観光行政事務を併せて行うことになり、運輸行政の一元化が実現、運輸行政の確立をみた。なお、特定以外の道路運送監理事務所は、陸運局の下部組織として行政事務を所掌していたが、昭和24年7月31日をもって廃止され、翌8月1日から運輸省設置法に基づく、運輸省令第42号陸運局分室組織規定によって、それぞれ所在の地名を冠し**陸運局分室**となった。しかるに、同年11月1日地方自治の強化とドッジ政策による地方自治法の一部改正に伴い、運輸大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令第68号により陸運局分室を廃止し、各都道府県に**陸運事務所**を設置し、道路運送法・指定生産資材割当規則・石油製品配給規則並びに指定物資輸送証明規則に基づく運輸大臣権限の一部を知事に委任することになった。

その後、逐年増加する自動車の検査登録業務につき県民の利便向上を図るため、昭和54年2月21日山形県行政組織規則の一部改正（山形県規則第3号）が行われ、同年3月1日**山形県陸運事務所庄内支所**が新設された。そして、昭和59年8月10日、法律第67号の道路運送法等の一部を改正する法律の成立により、昭和24年11月1日以降運輸大臣の権限の一部を都道府県知事に期間委任していた制度が、昭和60年3月31日をもって廃止され、翌4月1日からその権限はそのまま地方運輸局陸運支局長へ委任されることになった。それに伴い、山形県陸運事務所は廃止され、**新潟運輸局山形陸運支局**、山形県陸運事務所庄内支所は運輸省設置法による**新潟運輸局山形陸運支局庄内自動車検査登録事務所**となり、名実ともに国の直轄地方機関となった。

一方、昭和19年6月、塩釜海運局の下部組織として**酒田支局**が設置された。昭和20年5月、管制改正により運輸通信省が運輸省に改められ、塩釜海運局は東北海運局に改称された。同年6月には船川海運監理部が設置され、その下部組織として**酒田支部**が設置された。昭和20年10月に船川海運監理部が廃止され、**東北海運局酒田支局**が設置される。昭和59年7月に運輸省設置法の改正により、海運局と陸運局が統合され、運輸局が新設されるとともに、東北運輸局酒田支局は新潟運輸局管轄に編入され**酒田海運支局**に改称されることになった。

その後、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）により平成13年1月6日より国土交通省管轄となり、さらには国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第54号）により平成14年7月1日より東北運輸局へ組織替えとなるとともに山形陸運支局と酒田海運支局を統合した**東北運輸局山形運輸支局**及び**東北運輸局山形運輸支局庄内自動車検査登録事務所**として発足し、現在に至っている。